

モデル避難所整備指針



平成19年3月



佐賀県・佐賀県モデル避難所検討会議

目 次

[ページ]

序 章	はじめに	
	Ⅰ. 指針策定の趣旨	1
	Ⅱ. 指針の構成	1
	Ⅲ. 指針の性格	1
第 1 章	避難所施設整備項目	
	◎ 避難所の基本的事項	2
	Ⅰ. 建築物	2
	Ⅱ. 衣・食・住	3
	Ⅲ. プライバシー	4
	Ⅳ. ところと体のケア	5
	Ⅴ. 電源	5
	Ⅵ. 空調設備	5
	Ⅶ. 通信機器	5
	Ⅷ. 避難所標識	6
	Ⅸ. 各支援機関との連携	7
第 2 章	避難所施設整備マニュアル	
	マニュアルの見方	9
ケース 1.	小中学校体育館	
	Ⅰ. 建築物	10
	1. 出入口	10
	2. 廊下等	11
	3. 敷地内通路	18
	4. トイレ	22
	5. 更衣室及びシャワー室	27
	6. 授乳室	29
	Ⅱ. 衣・食・住	31
	1. 飲料水・食料品	31
	2. 生活必需品	33
	3. 備蓄倉庫	35
	4. 仮設トイレ	36
	5. 仮設シャワー	38
	6. 生活雑用水	39
	Ⅲ. プライバシー	40
	1. 間仕切り(ついたて)等	40
	Ⅳ. ところと体のケア	42
	1. 相談室・休憩室	42
	Ⅴ. 電源	43
	1. 自家発電装置	43
	2. 電源コンセント	44
	Ⅵ. 空調設備	45
	Ⅶ. 通信機器	46
	Ⅷ. 避難所標識	47
ケース 2.	公立体育館	
	Ⅰ. 建築物	49
	1. 出入口	49

2.	廊下等	51
3.	敷地内通路	57
4.	トイレ	61
5.	更衣室及びシャワー室	66
6.	授乳室	68
II.	衣・食・住	70
1.	飲料水・食料品	70
2.	生活必需品	72
3.	備蓄倉庫	74
4.	仮設トイレ	75
5.	仮設シャワー	77
6.	生活雑用水	78
III.	プライバシー	79
1.	間仕切り（ついたて）等	79
IV.	こころと体のケア	81
1.	相談室・休憩室	81
V.	電源	82
1.	自家発電装置	82
2.	電源コンセント	83
VI.	空調設備	84
VII.	通信機器	85
VIII.	避難所標識	86

ケース3. 公民館

I.	建築物	88
1.	出入口	88
2.	廊下等	90
3.	敷地内通路	96
4.	トイレ	100
5.	更衣室及びシャワー室	105
6.	授乳室	107
II.	衣・食・住	109
1.	飲料水・食料品	109
2.	生活必需品	111
3.	備蓄倉庫	113
4.	仮設トイレ	114
5.	仮設シャワー	116
6.	生活雑用水	117
III.	プライバシー	118
1.	間仕切り（ついたて）等	118
IV.	こころと体のケア	120
1.	相談室・休憩室	120
V.	電源	121
1.	自家発電装置	121
2.	電源コンセント	122
VI.	空調設備	123
VII.	通信機器	124
VIII.	避難所標識	125

参 考 資 料

佐賀県モデル避難所検討会議設置要綱	127
佐賀県モデル避難所検討会議委員名簿	128

序章 はじめに

I 指針策定の趣旨

災害時の避難所は、小中学校の体育館や公民館等の公共施設が指定されていますが、これらの施設は本来の利用目的に沿って整備されているため、避難所として利用する場合の機能が十分ではありません。

このため、本指針は、高齢の方や障害のある方をはじめ、だれもが使いやすく、安心して避難できるよう、理想の避難所施設の整備推進を図るために策定するものです。

また、こうした整備を行うことにより、避難所として利用する場合だけでなく、本来の用途としての日常の利用においても使いやすい施設となることが見込まれます。

II 指針の構成

本指針は、「避難所施設整備項目」及び「避難所施設整備マニュアル」から構成します。

避難所施設整備項目については、避難所として整備すべき項目を大項目9、小項目22にわたって定めています。

また、避難所施設整備マニュアルについては、避難所施設整備項目をより具体的に解説するとともに、避難所施設を「小中学校体育館」、「公立体育館」、「公民館」に大別し、さらに2段階の整備レベルを示しています。

III 指針の性格

本指針は、避難所指定が想定される公共施設を、市町等が新築又は建替える場合の施設整備のガイドラインとなるものです。

県は、本指針に基づき、市町等に対し様々な働きかけを行い、モデル避難所の整備促進・普及に努めていきます。

第1章 避難所施設整備項目

— モデル避難所として必要な整備項目 —

◎ 避難所の基本的事項	2
I. 建築物	2
II. 衣・食・住	3
III. プライバシー	4
IV. こころと体のケア	5
V. 電源	5
VI. 空調設備	6
VII. 通信機器	6
VIII. 避難所標識	6
IX. 各支援機関との連携	7

◎ 避難所の基本的事項

この指針における避難所は、市町があらかじめ指定する避難施設のことであり、災害時に市町長が開設・運営し、避難住民に安全で安心できる生活の場を提供する施設のことをいいます。

避難所では、以降に示す全ての項目について整備することが必要ですが、なかでもトイレが最重要課題であり、次に電源と情報の確保が重要です。

なお、高齢の方や障害のある方などの災害時要援護者（以下「要援護者」という。）は、以降に示す項目以外の選択肢をとれない可能性があることに留意する必要があります。

I. 建築物

1. 出入口

2. 廊下等

3. 敷地内通路

4. トイレ

「佐賀県福祉のまちづくり条例施設整備基準（以下「施設整備基準」という。）」又は「佐賀県ユニバーサルデザイン施設整備基準（以下「UD基準」という。）」に沿った整備を行います。

5. 更衣室及びシャワー室

男女別に避難住民数に応じた規模の整備を行います。

また、福祉保健施設及び体育施設については、「施設整備基準」又は「UD基準」に沿った整備を行います。

その他の施設については、施設の構造上、常設設置が困難な場合は、更衣室として利用する室をあらかじめ指定します。

6. 授乳室

延べ床面積 2,000 m²以上の公民館、福祉保健施設及び文化施設等については、「施設整備基準」又は「UD基準」に沿った整備を行います。

その他の施設については、施設の構造上、常設設置が困難な場合は、授乳室として利用する室をあらかじめ指定するとともに、電気ポット等の代替機器を準備します。授乳室は、主となる避難室からある程度離れた場所に設置又は指定します。

Ⅱ. 衣・食・住

災害発生直後は、避難生活に不可欠な物資の確保が困難となることが想定されます。このため、避難住民用として原則3日分の飲料水、食料品及び生活必需品を備蓄します。

備蓄物資は、要援護者にも配慮した品目の選定に努めます。

備蓄場所については、空きスペースを有効活用します（例：小中学校の空き教室など）。また、適当な空きスペースがない場合は、備蓄倉庫を設置します。

なお、備蓄物資の中で使用期限等がある物は、定期的に更新する必要があります。

1. 飲料水・食料品

- ① 飲料水：ペットボトル水など
- ② 食料品：乾パン、アルファ米などのほか、要援護者にも配慮したおかゆ缶、粉ミルク、離乳食など
- ③ おやつ：菓子類など

備蓄が困難な場合は、調達に関する協定をあらかじめ民間企業と締結します。

2. 生活必需品

おおむね、次の品目を備蓄します。

- ① 寝具類：布団、毛布など
- ② 衣類：下着類、乳幼児用肌着、靴下など
- ③ 日用品：タオル、石鹸、歯磨き、トイレットペーパー、スリッパなど
- ④ 食器類：茶碗、皿、コップ、箸など（ユニバーサルデザイン対応製品が望ましい）
- ⑤ 要援護者にも配慮したもの：哺乳瓶、紙おむつ、電気ポット、車椅子、白杖、補聴器、簡易ベッド、ポータブルトイレなど
- ⑥ 救急医薬品：きず薬、ばんそうこう、解熱剤、かぜ薬、胃腸薬、目薬など
- ⑦ 照明器具：懐中電灯、大型投光器など
- ⑧ 仮設ベッド：ビール箱、コンパネ、マットレスなど
- ⑨ その他：銀マット（フローリングの床上に敷くもの）など

備蓄が困難な場合又は備蓄が困難なもの（ストマ用装具、酸素ボンベなど）については、調達に関する協定をあらかじめ民間企業と締結します。

3. 備蓄倉庫

飲料水・食料品及び生活必需品を備蓄する適当な空きスペースがない場合は、備蓄倉庫を設置します。

また、備蓄倉庫には、地域住民による災害初動活動に使用する資機材（つるはし、スコップ（平形・剣先）、ヘルメット、簡易ジャッキ、一輪車、台車、ハンドマイク、長靴、皮手袋など）も併せて備蓄します。

4. 仮設トイレ

避難住民数に応じた数の仮設トイレを設置する必要がありますので、仮設トイレの調達に関する協定をあらかじめ民間企業と締結します。

この場合、要援護者にも配慮するため、車いす対応型やオストメイト（人工肛門又は人工膀胱造設者）専用型の調達に努めます。

また、避難の長期化を想定し、下水道マンホール直結型などの仮設トイレの調達に努めます。

5. 仮設シャワー

避難住民数に応じた数の仮設シャワーを設置する必要がありますので、仮設シャワーの調達に関する協定をあらかじめ民間企業と締結します。

6. 生活雑用水

上水道が途絶した場合に備え、生活雑用水を確保するため、敷地内に貯水槽又は井戸を設置します。

設置が困難な場合は、小中学校プールなどから雑用水を確保できるようにします。

Ⅲ. プライバシー

多数の住民が避難生活を送るなかでは、家族単位のプライバシーの確保が必要となります。

また、体育館などに併設された戸のないトイレや授乳室などは、音や視線を遮断することが必要となります。

1. 間仕切り（ついたて）等

- ① 家族ごとに間仕切り（ついたて）を設置します。
- ② 戸のないトイレや授乳室の入口に間仕切り（ついたて）やカーテンを設置します。カーテンを設置する場合は、音や視線の遮断効果及び防災効果の高い製品を使用することに努めます。

IV. こころと体のケア

避難住民は、被災のショックや慣れない避難生活により、精神的にも肉体的にも不安定な状況になる場合があるため、こころと体のケアが必要となります。

1. 相談室・休憩室

主となる避難室からある程度離れた場所に、次のとおり相談室・休憩室を設置又は指定します。

- ① プライバシーが確保できる個室の相談室を設置します。
常設設置が困難な場合は、相談室として使用する室をあらかじめ指定します。
- ② 会議場所や娯楽場所など多目的スペースとしても活用できる休憩室を設置します。
この場合、常設のベッドを設置するか、又はⅢ-2. 生活必需品に記載している仮設ベッドを設置します。
常設設置が困難な場合は、椅子などを配置したコーナーを作ることで対応します。

2. 音楽

主となる避難室や授乳室、相談室・休憩室などに、心地よい音楽を流します。

V. 電源

停電時には、難病患者の人工呼吸器や吸引器、電動車いすなどへの電力や、避難室の照明等の電力を確保する必要があります。

1. 自家発電装置

水害時に浸水しない場所等に自家発電装置を設置します。この場合は、200ボルト、100ボルトの切替装置も併せて設置します。

常設設置が困難な場合は、次のいずれかとします。

- ① ポータブル発電機を配置します。
- ② 自家発電装置の調達に関する協定をあらかじめ民間企業と締結します。
②の場合は、あらかじめ分電盤に商用電力と非常用電力を切り替えるスイッチを設置します。

2. 電源コンセント

主となる避難室内に人工呼吸器や吸引器、電動車いすなどの電源供給用として、電源コンセントを一定範囲ごとに設置します。

VI. 空調設備

要援護者を含む避難住民の健康管理のため、要援護者などの主となる避難室や授乳室に、室の規模に応じた空調設備を設置します。

常設設置が困難な場合は、室内の通気・換気に十分留意するとともに、扇風機やうちわを準備します。

また、仮設エアコンの調達に関する協定をあらかじめ民間企業と締結します。

さらに、避難室の窓を開放することを想定して、窓に網戸を設置します。

VII. 通信機器

避難住民に常に最新の災害情報を提供するため、主となる避難室内に専用回線、電話回線、ケーブルテレビ回線などを設置します。

また、映像等送受信装置、テレビ（文字放送、CS放送対応）、ラジオ（ポータブルラジオを含む）、パソコン、ビデオカメラ、ファックス、衛星携帯電話などの機器を設置します。

上記回線については、通常時は休止措置をとって差し支えありませんが、いつでも開通できるようにしておきます。

VIII. 避難所標識

避難所として指定されている施設がどこなのかを住民は普段から知っておく必要があるため、県内統一の避難所標識を避難所施設の敷地の出入口付近及び施設案内板などに設置します。

避難所標識に使用するシンボルマークは、JIS規格化された右のマークとします。

また、県及び市町は、広報などを通じ、住民に対し避難所標識の普及啓発に努めます。



Ⅸ. 各支援機関との連携

避難所運営や避難住民のケアなどを行う各支援機関との連携・協力体制等をあらかじめ確立します。

1. 医療機関等

管内の医療機関や保健福祉事務所等と協議のうえ、あらかじめ連絡網を作成します。

とりわけ、難病患者や人工透析患者などの継続的に治療に要する方々の受診や医薬品等の調達を円滑に行うため、管内医療機関との連携・協力体制を確立します。

また、避難所内の相談室において、避難住民のこころと体の健康相談を実施するため、管内医療機関や保健福祉事務所等の医師や看護師、薬剤師、保健師、カウンセラーなどのスタッフと協議のうえ、健康相談実施計画を作成します。

2. 他の避難所

避難所運営等が円滑に行われるため、あらかじめ管内の避難所間の連絡網を作成し、連絡体制を整備します。

3. 福祉サービス事業者

要援護者が、継続的に福祉サービスの提供を受けられるよう、福祉サービス事業者との連携・連絡体制を確立しておきます。

4. ボランティア

ボランティア関係団体等と連携し、次のボランティアとの協力体制の確立や受け入れ体制の整備を行います。

- ① 福祉介護
- ② 手話通訳・要約筆記（腕章着用）
- ③ 点訳・音訳
- ④ アマチュア無線
- ⑤ 救援物資の仕分け等
- ⑥ 避難所の運営補助
- ⑦ 福祉用具等の使い方指導、補助（車いす、ポータブルトイレ、簡易ベッド、仮設ベッドなど）
- ⑧ 物資の輸送・人の搬送
- ⑨ 物資の調達・供給
- ⑩ 炊き出し
- ⑪ 清掃 など

5. その他

① 避難所でのコミュニティー

避難所では、従前のコミュニティーを維持するため、地区の自治会長や班長などがリーダーとなって、避難住民どうしのコミュニケーション確保に努めます。

なお、この項については、第2章避難所施設整備マニュアルにおいて、具体例等を記載しません。